

令和 6 年第 1 回定例会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

令和 6 年第 1 回定例会

青森地域広域事務組合議会会議録

令和 6 年 3 月 26 日（火曜日）

○議事日程第 1 号

令和 6 年 3 月 26 日（火曜日）午後 2 時 6 分開議

- | | | |
|------|-----------------------|--|
| 第 1 | 諸般の報告 | |
| 第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 3 | 会期の決定 | |
| 第 4 | 議案第 1 号 | 令和 6 年度青森地域広域事務組合一般会計予算 |
| 第 5 | 議案第 2 号 | 令和 5 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 4 号） |
| 第 6 | 議案第 3 号 | 青森地域広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 議案第 4 号 | 青森地域広域事務組合管理者等の損害賠償責任に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 8 | 議案第 5 号 | 訴えの提起について |
| 第 9 | 一般質問 | |
| 第 10 | 議会運営委員会の所管事務の継続審査について | |
| 第 11 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について |
| 第 12 | 報告第 2 号 | 専決処分の報告について |
| 第 13 | 青広監報告第 1 号 | 定期監査報告について |
| 第 14 | 青広監報告第 2 号 | 例月出納検査報告について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

1 番 田 中 茂 勝 議員
 2 番 亀 田 弘 徳 議員
 3 番 相 馬 純 子 議員
 4 番 柿 崎 孝 治 議員
 5 番 安 藤 英 博 議員
 6 番 柳 谷 隆 男 議員
 7 番 木 村 淳 司 議員
 8 番 澁 谷 洋 子 議員

9 番 本 間 闘 士 議員
 11番 天 内 慎 也 議員
 12番 山 本 武 朝 議員
 13番 川 崎 憲 二 議員
 14番 乳 井 厳 公 議員
 15番 木 下 靖 議員
 16番 長谷川 章 悦 議員
 17番 館 山 善 也 議員

○欠席議員（1名）

10番 成 田 精 市 議員

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 西 秀 記 君

参 与 稲 葉 正 明 君
 （蓬田村総務課長）

代表副管理者 船 橋 茂 久 君

庶 務 課 長 木 立 圭 史 君

副 管 理 者 山 崎 結 子 君

予 防 課 長 村 田 明 人 君

副 管 理 者 阿 部 義 治 君

警 防 課 長 門 間 誠 君

副 管 理 者 久 慈 修 一 君

通信指令課長 久保田 守 昭 君

監 査 委 員 出 町 文 孝 君

会 計 管 理 者 山 谷 直 大 君

事 務 局 長 長 内 哲 史 君

副会計管理者 工 藤 健 志 君

消 防 長 佐 藤 芳 之 君

監査委員書記 加 福 理美子 君

消 防 次 長 村 上 靖 君

監査委員書記 福 島 清 裕 君

総 務 課 長 太 田 しのぶ 君

参 与 高 坂 和 磨 君
 （青森市企画部連携推進課長）

参 与 柴 田 正 一 君
 （平内町企画政策課長）

参 与 登 坂 光 春 君
 （外ヶ浜町参事総務課長）

参 与 太 田 和 泉 君
 （今別町参事総務企画課長）

○事務局出席職員氏名

書記長 横内 信造

書記 三橋 亨司

書記 佐藤 直樹

書記 濱田 春輝

午後 2 時 6 分開会・開議

○議長（舘山善也君） ただいまから、令和 6 年第 1 回青森地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を始めます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 諸般の報告

○議長（舘山善也君） 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

本定例会に提出されました議案第 4 号「青森地域広域事務組合管理者等の損害賠償責任に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により、議会から監査委員に対して意見を求めたところ、その内容について異議がない旨の回答を去る 3 月 11 日に受理し、その写しについては、既に各議員に配付しておりますので、御了承願います。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（舘山善也君） 日程第 3 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、8 番澁谷洋子議員及び 13 番川崎憲二議員の 2 名を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（舘山善也君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（舘山善也君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舘山善也君） 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 4 議案第 1 号 令和 6 年度青森地域広域事務組合一般会計予算

日程第 5 議案第 2 号 令和 5 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 6 議案第 3 号 青森地域広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 4 号 青森地域広域事務組合管理者等の損害賠償責任に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 5 号 訴えの提起について

○議長（舘山善也君） 日程第 4 議案第 1 号「令和 6 年度青森地域広域事務組合一般会計予算」から、日程第 8 議案第 5 号「訴えの提起について」までの計 5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者西青森市長。

〔管理者西秀記君登壇〕

○管理者（西秀記君） 令和6年第1回青森地域広域事務組合議会定例会の開会に当たり、提出いたしております議案の御説明に先立ちまして、令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案について、御説明申し上げます。

当事務組合が共同処理する事務のうち、一般廃棄物処理業務につきましては、廃棄物の適正処理及びごみの資源化を進めますとともに、介護認定審査会業務につきましては、要介護認定審査の公平公正の確保に取り組んでまいります。

消防業務につきましては、災害現場のライブ映像を消防本部等に伝送することや、障がい者向け受信システムの強化が可能となる高機能消防指令システムの維持管理及び大規模災害発生時の消防災害対策本部の運用を図る災害時オペレーションシステムの維持管理などを行うことといたしております。

今後におきましても、東青地域住民の生命、身体、財産を守るため、当事務組合の消防力の充実・強化並びに消防体制の整備に努めてまいり所存でございますので、議員各位におかれましては、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは初めに、議案第1号令和6年度青森地域広域事務組合一般会計予算についてでございますが、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

まず、総務費につきましては、職員人件費や一般事務費等当事務組合運営に要する経費として、1億5830万8000円を計上するものでございます。

民生費につきましては、介護認定審査会の委員報酬や職員人件費等その運営に要する経費といたしまして、8166万3000円を計上するものでございます。

衛生費につきましては、斎場、し尿処理施設及びごみ処理施設の管理運営に要する経費といたしまして、5億8442万8000円を計上するものでございます。

消防費につきましては、消防本部、各消防署及び青森市消防団を運営する経費といたしまして、51億1402万6000円を計上するものでございます。

主な内訳といたしまして、青森消防費につきましては、東消防署に配備されているはしご付消防自動車、新城分署に配備されております高規格救急自動車を更新する経費、感染症予防対策のための消防合同庁舎トイレ改修工事に要する経費及び猛暑時においても職員の健康管理と職場環境の改善を図るため、沖館・筒井・横内分署へのエアコン設置工事に要する経費など、合わせて39億6945万7000円を計上するものでございます。

平内消防費につきましては、消防用ホースや救助資機材の購入に要する経費など、3億4273万8000円を計上するものでございます。

外ヶ浜消防費につきましては、高規格救急自動車の購入に要する経費など、2億5766万円を計上するものでございます。

今別消防費につきましては、消防用ホースや救助資機材の購入に要する経費など、2億364万5000円を計上するものでございます。

青森市から委託されております青森市消防団運営費につきましては、第1分団等の小型動力ポンプ付積載車2台や浪岡第11分団の消防ポンプ自動車1台を更新する経費や、移転及び建てかえを行うことといたしました野内分団の機械器具置場の工事費のほか、海上工作分団の機械器具置場の解体費など3億4052万6000円を計上するものでございます。

公債費につきましては、一般廃棄物処理施設等の整備、消防施設整備等に係る長期債の元金及び利子償還金として、2億6330万7000円を計上するものでございます。

これらの結果、令和6年度一般会計の予算規模は、62億3688万4000円となり、令和5年度当初予算との比較では、2億8972万8000円の増となったところでございます。

次に、一般会計の歳入の主なものについて御説明申し上げます。

分担金及び負担金といたしまして、54億7871万3000円を計上するものでございますが、このうち消防業務に係る分担金につきましては、青森市が38億1781万円、平内町が3億5617万2000円、外ヶ浜町が2億8647万5000円、今別町が1億4837万7000円、蓬田村が8387万3000円となっており、前年度と比較いたしまして、1億310万8000円の増となっております。その主な理由といたしましては、外ヶ浜分署における高規格救急自動車の購入に要する経費の増によるものでございます。

一般廃棄物処理業務等に係る負担金につきましては、青森市が4億4249万6000円、平内町が4841万4000円、外ヶ浜町が1億4731万5000円、今別町が8868万円、蓬田村が5910万1000円となっており、前年度と比較いたしまして1916万1000円の増となっております。その主な理由といたしましては、上磯地区クリーンセンターにおけます機器点検等業務委託料の増のほか、今別地区斎場のトイレ改修工事及びエアコン更新工事に要する経費の増によるものでございます。

諸収入につきましては、青森市から委託されております青森市消防団の業務受託収入等といたしまして、3億6429万5000円、組合債につきましては、消防自動車の更新等のため、3億5460万円を計上するものでございます。

以上が、令和6年度当初予算の主な内容でございます。

次に、議案第2号令和5年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入につきましては、昨年11月、今別地区一般廃棄物最終処分場内で発見した紙幣が、本年2月に本組合へ所有権が移転しましたことに伴い、426万円を諸収入に計上いたしますとともに、負担金の調整を行うほか、上磯地区クリーンセンター搬入道路復旧事業の事業費が確定したことに伴いまして、組合債を410万円の減額補正を行うものでございまして、これに連動して歳出につきましても衛生費の調整を行うものでございます。

その結果、今回の補正額は、410万円の減額補正となり、令和5年度青森地域広域事務組合一般会計予算の総額は、60億1308万5000円となった次第でございます。

繰越明許費といたしましては、消防車両整備事業に係る翌年度への繰越分を設定するものでございます。

債務負担行為といたしましては、消防車両の交通事故に伴う損害賠償額の支払請求に係る訴訟に要する経費を令和5年度から訴訟の終了する年度まで設定するものでございます。

地方債といたしましては、先ほどの御説明のとおり410万円を減額補正するものでございます。

次に、条例案について御説明申し上げます。

議案第3号青森地域広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例に規定する危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額について、地方自治法第228条の規定に基づき、同政令で定める標準額と同額とするため、改正をしようとするものでございます。

議案第4号青森地域広域事務組合管理者等の損害賠償責任に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、条例において引用する同法及び同政令の条文に移動があることから、所要の改正を行うものでございます。

次に単行案について御説明申し上げます。

議案第5号訴えの提起につきましては、令和3年12月、青森市奥内の国道280号バイパス上において発生した事故に対し、救急支援のため出動した消防車両が事故車両後方に到着し災害活動中、後続していた軽自動車スリップし消防車両に追突する事故が発生いたしました。その損害賠償額について、これまで再三にわたり相手方と交渉を重ねてまいりましたが、不当な理由により認めず、これにより長期にわたり消防車両が運用停止となっていることから、相手方に対し、当該損害賠償を請求する訴訟を提起するものでございます。

以上、提出いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、それぞれ御説明いたしますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（館山善也君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

まず、議案第1号について採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（館山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（館山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について、採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舘山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について、採決いたします。

議案第4号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舘山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について、採決いたします。

議案第5号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舘山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

日程第9 一般質問

○議長（舘山善也君） 日程第9「一般質問」を行います。

順次、質問を許します。

3番相馬純子議員。

〔議員相馬純子君登壇〕

○3番（相馬純子君） 青森市選出、3番、相馬純子です。

1月1日の能登半島地震は、私たちに大きな衝撃を与え、3カ月がたとうとしている今も、不自由な生活を強いられている方々が多くいらっしゃいます。心からお見舞いを申し上げるとともに、1日も早い復旧・復興を願っています。

甚大な被害が出た石川県珠洲市に設置された消火栓のうち、使用可能と確認されたものは8.6%。消火栓608カ所のうち570カ所が使用できず、使用できたのは38カ所だけだったそうです。

広範囲の断水や消火栓自体の破損が要因で、火災に十分対応できない、そんな懸念が今も続いています。珠洲消防署長は、ふだんのような活動ができないことに不安を隠すことなく、「怖いです」と話されています。

1月18日に納屋が焼けた火災も、消火活動はできずに、自然鎮火を待つしかなかったそうです。ただ見守るだけという状況の苦しさ、悔しさは、いかばかりかと思います。

本地域が同じような状況に対応できるのか、そんな思いから質問いたします。

本地域の消防水利の現状につきましては、以前伺いましたが、この報道を受け、災害時での対応という観点から、再度質問いたします。

まず、現在の消防水利の設置数について、お示してください。

壇上からの質問は以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

〔消防長佐藤芳之君登壇〕

○消防長（佐藤芳之君） 相馬議員の消防水利の設置についての御質問にお答えいたしま

す。

消防水利には、火災発生時の消火活動に使用する水利といたしまして、水道管に接続され、その水道水を取水することができる消火栓のほか、一定量の消火用水を貯水した水槽を地下に埋設した防火水槽を主なものとして設置しております。

議員お尋ねの、当消防本部管内の消防水利の設置数につきましては、令和5年4月1日現在で、消火栓3809基、防火水槽1039基、合計4848基となっております。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君） 御答弁ありがとうございます。本地域には、公設・私設合わせてになりますが、4848の消防水利を保有しているということでした。

ほかの地域の消防水利の設置数の状況をちょっと調べてみました。八戸地域広域市町村圏事務組合は、消火栓、防火水槽の合計6527、弘前地区消防事務組合は、6278設置しているということでした。

数字だけで単純に比較できるものではないですが、本組合が4000台—4848に対して、二つの地域は6000台ということでした。

地域の特性もあり、先ほど申し述べましたように、数字上での単純な比較はあまり意味がないかもしれませんが、やはり消防水利の設置数というのは、多いにこしたことはないんじゃないかなと思って、聞取りの時に伺いましたが、年ごとに消防水利は増設していく予定だということを伺っていましたので、本地域の方も消防水利の増設について、御尽力をいただきますよう、お願いいたします。

4848設置されているということでしたが、この設置されている消防水利が、いざという時に活用できるということが大変重要になってくるかと思います。大変多くの数の消防水利ですが、この維持管理、点検作業、これが適切に行われているかどうかということが大変重要になってくると思いますので、この点検について、お示しいただきたいと思います。お願いします。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 消防水利の点検についての再度の御質問にお答えいたします。

消防水利は、有事の際、消火活動に支障を来すことがないように適切に使用できることが重要でございます。

そのため、その機能を継続して維持する必要がありますことから、毎年、管轄署ごとに、消防水利の調査実施要領を定め、4月から11月までの夏期には、消火栓等の周囲の外観点検及び除草を行っているほか、定期的に消火栓の通水確認を実施しております。

また、12月から3月までの降雪期には外観点検に加え、降雪量に応じ、周囲の除雪を実施するなど、有事の際の使用に支障を来さないよう維持管理を継続して行っております。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君） ありがとうございます。点検業務は、外から見て異常がないかということと、実際に通水をして点検活動を行っているということでした。

本地域は豪雪地帯ですので、他地域にはない除雪活動も行っているということで、大変御苦労されて、有事の際に適切に使用が可能なように御努力なさっているという答弁だったと思います。これからも、よろしくお願いします。

それでは、この4848ある消防水利、毎年点検活動をしっかり行って、有事のときに使えるようにしているということでした。壇上で申し上げたように、災害時、断水して消火栓も壊れた、そのような被害にあった時に、本地域では、どのように対応するのか、いろいろ検討されているというお話を伺っていました。地震があつて断水して消火栓が使えない場合、どのように対応するのか、お示ください。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長

○消防長（佐藤芳之君） 断水時の消火活動についての再度の御質問にお答えいたします。

断水区域内における消火栓は、水道管からの通水が不可能となり、使用が困難となりますことから、断水区域外において、消防機関が使用できる消火栓がある場合には、活用することとしております。

このことから、断水区域内での火災対応につきましては、大型水槽車3台分の積載水3万リットルを初め、各消防車両が積載する消火用水のほか、防火水槽及び海水や河川などの自然水利などに加え、使用可能な全ての消防水利を活用し、消火活動が継続してできるよう努め、被害の軽減を図ってまいります。

しかしながら、当消防本部の消防力を上回る規模の火災が発生した場合には、青森県消防相互応援協定に基づく県内応援隊の出動要請、さらには他県の消防本部で編成されます緊急消防援助隊の要請などを考慮し対応することとしております。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君） ありがとうございます。いろいろな工夫、対応を考えてらっしゃるということが、よくわかりました。その中でも、大型水槽車3台、これは大変心強いものだなというふうに思っております。

能登半島の地震では、皆さん御存じのとおり、朝市通りの火災、14時間燃え続けたそうです。300棟、5万平米が焼失したということで、消火栓が断水で使えない。防火水槽、これは頼みの綱なんです、建物が倒壊して防火水槽も使えない。河からの取水っていうのも、地震で隆起して川の水がとれない。海水っていうことも考えたそうですけれども、津波警報が出ていて、なかなか近づくことができないという状況で、本当に困った、消火活動ができないという状況が続いたそうです。

地形的にも、能登半島と本地域は違いますので、このような状況にはならないということを祈るばかりですけれども、こういう状況に対応するために、専門家の方は、防火水槽の重要性を説いています。建物が倒壊して防火水槽が使えない、そういう場所じゃなくて、建物が倒壊するおそれがないところに、防火水槽を増設するということを訴えています。先ほどの消防水利の増設も、本地域では、毎年検討して増設していくということでしたので、防火水槽は、増設するには費用もかさむとは思いますが、この専門家がおっしゃっているような、倒壊のおそれがない場所に、ぜひ防火水槽を増設していただきますよう、よろしく

お願いします。

それから、この地震を受けて、枚方寝屋川消防組合というところでは、2月に、消火栓や防火水槽が機能不全に陥った場合を想定した消火用水の確保及び大量放水訓練を行ったそうです。素早い対応だなと思うんですけども、その時に使ったのが、大量送配水用コンテナ、ハイドロサブシステムというもののようなんですけれども、こちらの方を用いて訓練を行ったということを報道されていました。このハイドロサブシステムというのは、かなり高額なものだと思うんですけども、このような取組も参考にさせていただいて、想定外の事態に備える、これからはそういう時代だと思いますので、消防水利の増設、水の確保のためのシステムの導入、訓練の実施等、一步踏み込んだ対策、これを講じていただきますよう、お願いを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（館山善也君） 次に、11番天内慎也議員。

〔議員天内慎也君登壇〕

○11番（天内慎也君） 11番、日本共産党の天内慎也です。質問に入る前に、所見を述べさせていただきます。

最初に、常備消防について、日ごろから、市民の命と生活の安全安心のために、職務に全力で従事していることに対し、心から敬意を表します。この間、何度か救急車等が接触事故を起こしたという報告がありました。自分自身が、常に気をつけていても、接触するというケースもありますし、また、豪雪都市の青森市。冬期間の道路の凍結や、雪盛により道路が狭くなるなどの障害もあります。そのような状況の中でも、できる限り危険を想定しながら、職員の方々には、引き続き、安全第一に日々の職務を果たしていただきたいと考えています。

次に、消防団について、昨今、消防団員の確保が困難である旨の報道を目にします。私自身、消防団員でありますので、その状況は、特に身をもって感じております。消防団は、地域防災の中核的な存在であり、近年多発している大規模災害時の消防団員の活躍も報道されており、消防団員は地域にとってはなくてはならない存在であると感じています。また、消防団員は、特別職の地方公務員であることから、地域住民に信頼されるような行動や運営に努め、誰もが入団したいと思えるような、魅力ある消防団を築き上げ、団員を確保していくべきであると考えております。私自身もいま一度襟を正していく決意ですが、管理者の方々には、いま一度、御指導を心からお願いを申し上げ、所見といたします。

それでは、通告に従い質問を行います。

常備消防の災害対応について、お聞きします。能登半島地震の発生から、もうすぐ3カ月が経過します。

このたびの災害は、半島という地理的要因が救援に困難をもたらし、初動のおくれが指摘されています。

以前から、耐震化が重要だったにもかかわらず、家屋倒壊で多くの犠牲を出しました。輪島市の大規模火災で消火困難もきわめた事態は、阪神淡路大震災の火災を思い起こさせました。

ほかの地域で発生した災害を、その都度自分ごととしてとらえ、当事務組合の救助体制について、確認をしたいと思います。

質問は、災害時に適切に対応するためには、職員の適正配置が重要と考えるが、令和5年度の職員の配置状況をお示してください。

壇上からの質問は以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

〔消防長佐藤芳之君登壇〕

○消防長（佐藤芳之君） 天内議員からの、職員の配置状況についての御質問にお答えいたします。

当消防本部は、青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村の1市3町1村を管轄区域としており、令和5年4月1日現在、1消防本部、4つの消防署及び10の消防分署で組織され、現在、493人を配置しております。

各消防署等の職員の配置につきましては、中央消防署管内は、中央消防署へ67人、6つの消防分署へそれぞれ22人から24人を配置し、合計205人、東消防署管内は、東消防署へ66人、4つの消防分署にそれぞれ14人から22人を配置し、合計146人、また、浪岡消防署管内は、浪岡消防署へ43人、平内消防署管内は、平内消防署へ40人を、それぞれ配置しているところでございます。

このほか、消防本部へ配置している59人を含めまして、各種災害への対応を初めとした消防業務及び消防施設の適切な運用を図ることができるよう適正に配置しております。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 11番天内議員。

○11番（天内慎也君） それでは、再質問をしてまいります。

消防本部の管轄区域の町村と、青森市の各消防署の過去3カ年の配置状況、資料をいただきまして見ていましたが、大きな減少がないということがわかってはいますけれども、災害時は適切に対応できるのではないかと受け止めてはいますが、ただ一つ、条例定数から見た数ですけど、マイナス9人というのは、ちょっと気になりました。

次に、青森市内は特に隣の家との間隔も狭く住宅が密集しており、道路も狭く、大規模災害時ということも、もちろんですけども常に想定しておかなければならないと考えています。

質問は、住宅密集地において火災が発生した場合の対応をお示してください。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 住宅密集地での火災対応についての再度の御質問にお答えいたします。

建物火災の発生時におきましては、消防ポンプ自動車、消火用水を積載している水槽付消防ポンプ自動車及び大型水槽車等が出動し、人命救助及び消火活動を行っております。

住宅が密集している地域において火災が発生した場合には、家屋が多数隣接しておりますことや消防車両の進入に支障を来すことが想定されます。このことから、一たん火災が発生した場合には、周囲の建物へ急速に延焼拡大するおそれがあることから、119番通報を受信

した早い段階で、消防ポンプ自動車等の出動台数及び活動人員を通常より増隊し、救助及び消火活動における初動体制の充実・強化を図っており、延焼拡大状況に応じまして、さらに消防ポンプ自動車等を増強することとしております。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 11番天内議員。

○11番（天内慎也君） 119番をした段階で、初動体制を強化していくという内容でしたが、住宅密集地で地震のあとに火災が発生したときは、延焼のリスクを最大限減らすことが大事だと思います。

次に、人命救助について、聞きます。阪神淡路大震災の時は、16万4000人が瞬間的に倒壊、家屋の中に閉じ込められています。どのように救助をされたかといえ、12万9000人が自力で、いわゆる自助で脱出しています。2万7000人が隣近所の人たち、いわゆる共助で救出されています。残る7900人が公的機関、いわゆる公助で救出されています。そのような事態になった場合に活用する救助車について、お聞きします。質問は、人命救助に対応する救助工作車の配備状況をお示ください。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 救助工作車の配備状況についての再度の御質問にお答えいたします。

当消防本部では、主に人命救助活動を行うことを業務とする救助工作車を、中央消防署本署及び東消防署本署へそれぞれ配備しているほか、人命救助活動を行うことが可能な油圧救助器具等の救助資機材を積載した消防ポンプ自動車を、浪岡消防署及び平内消防署へ配備し、管轄内の火災や救助事故等の災害へ迅速かつ的確に対応できる体制を整備しております。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 11番天内議員。

○11番（天内慎也君） 救助工作車は、中央消防署、東消防署に配置されて、あとは油圧救助のポンプ車は浪岡消防署と平内消防署ということで、油圧救助の器具は、事故でドアがつぶれたときに膨らませるやつだというふうに聞いておりました。

当然、消防本部でも想定していると思いますが、心配なのは、能登半島のような地震が来て道路が隆起したり、道路が破壊されたりしたときに、大型車は当然入れないということで、小型車は入れるといった想定が大事ではないか。また、自治体の消防職員が被災する場合もあり得ます。そのようなケースも想定しておくことが必要ではないかと考えています。

最後の質問は、災害は忘れた頃にやってくると言われています。ですから、日常的に意識を持つておくことが大事です。質問します。地域住民などが実施する防災訓練において、防災意識の向上を図るため、どのような取組を実施しているのか、内容をお示ください。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 防災意識の向上を図るための取組についての再度の御質問にお答えいたします。

当消防本部では、町会や学校、事業所などが主体となって実施する防災訓練におきまし

て、様々な訓練指導を行っております。

その内容につきましては、幅広い年齢層の地域住民に興味を持ってもらうことや、災害が発生したときに迅速かつ的確に行動できますよう、一つに、119番通報の要領を確認する通報体験訓練、二つに、火災発生時の避難要領を確認する濃煙体験訓練、三つに、火災発生時の消火要領を確認する初期消火訓練、四つに、地震発生時の対応を確認する地震体験訓練など、体験型のものを多く取り入れ実施しております。

また、災害発生時における早期避難の重要性や住宅用火災警報器の普及啓発を目的とした防火防災講話などを実施し、地域住民の防災意識の向上に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 11番天内議員。

○11番（天内慎也君） 消防職員が町会や学校、事業所に出向いて訓練・指導を行っているということですが、今回、自主防災組織などの訓練とかは、やっぱり危機管理課を通して頼まれば、消防が出ていくということが基本であって、消防本部からの訓練・指導は、学校や町会から要請があれば行きますよということがわかりました。

最後ですけれど、この間、青森消防本部でも東日本大震災のときに、被災地に行って活動されたという経験もありますので、そのような経験もしっかりと引き継いで、安全安心を守っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（舘山善也君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第10 議会運営委員会の所管事務の継続審査について

○議長（舘山善也君） 日程第10「議会運営委員会の所管事務の継続審査について」を議題といたします。

本件については、議会運営委員長から会議規則第95条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件については、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舘山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第11 報告第1号 専決処分の報告について

日程第12 報告第2号 専決処分の報告について

日程第13 青広監報告第1号 定期監査報告について

日程第14 青広監報告第2号 例月出納検査報告について

○議長（舘山善也君） 日程第11報告第1号「専決処分の報告について」から日程第14青広監報告第2号「例月出納検査報告について」までの計4件については、配付しております報告書のとおり報告がありました。

○議長（舘山善也君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉 会

○議長（舘山善也君） これにて、令和6年第1回青森地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時53分閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 舘 山 善 也

議員 澁 谷 洋 子

議員 川 崎 憲 二